

南京国民政府の辺疆政策 —晋綏系による内モンゴル「分区自治」案の成立過程を中心に—

島田 美和

はじめに

本稿では、南京国民政府期の内モンゴル西部地域をめぐる国民政府の辺疆政策の特質とその転換について、1936年前後における国民政府の内モンゴル政策と対日政策すなわち内政と外交の關係に着目し検証する。具体的には、南京の蒋介石国民政府（以下「中央政府」と略す）といわゆる「地方実力派」¹⁾の一つである晋綏系（山西省を地盤とする閻錫山と綏遠省主席の傅作義）が1935年秋以降の日本軍の華北分離工作与内モンゴル工作への対応として行った内モンゴルの行政機構再編をめぐる議論と南京国民政府の辺疆政策の成立過程を分析する。そこから、本稿では南京国民政府の辺疆政策における内モンゴル政策の転換とその意味について明らかにしたい。

1935年6月、梅津・何応欽協定と土肥原・秦徳純協定が結ばれて以降、日本軍の華北分離工作与内モンゴル工作は進展していった。1936年1月25日、これに対し国民政府は内モンゴル地域への対策として、「綏遠省境内蒙古地方自治政務委員会（以下「綏境蒙政会」と略す）暫行組織大綱」を発表した。この結果、綏遠省内のモンゴル盟旗は1934年に設立されたモンゴル人の統一民族自治組織である内モンゴル地方自治政務委員会（以下「百靈廟蒙政会」と略す）の自治範囲から除外され、綏遠省を単位とする盟旗自治を実施した。すなわち内モンゴルにおけるモンゴル人の自治制度が、省単位で自治を行う省内自治へと変更され、モンゴル盟旗は実質的に綏遠省の管理下に置かれることとなった。この国民政府の内モンゴル政策の転換は何を意味するのか。国民政府の辺疆政策の実態を把握するためには、華北の現実政治における内モンゴル政策をめぐる中央政府と晋綏系との關係を検討し、国民政府内部における多様な内モンゴル統治の在り方と国民政府の対日外交との關係を明らかにしなければならない。

これまで国民政府による統治の一元化過程については、中央－地方關係の視角から一般的に地域権力の「中央化」過程または地域権力の「地方政權化」と呼ばれている（西村，

1) いわゆる「軍閥」と呼称される民国内の軍事勢力は、昨今様々な表現が用いられている。安井（2003）では、「地方実力派」、岩谷（2007）では「軍事指導者」、光田（2007）では「地方軍事勢力」と呼称されている。これらの性質や特徴については、各時期と地域で整理し、今後も検討すべき課題であろう。

1999)²⁾。こうした南京国民政府期における蒋介石の中央政府と晋綏系の中央－地方関係を考察したものは、その多くが『閻錫山档案』を用い（陳，2002），また華北事変³⁾を考察したものでは国民党・国民政府内部の対日政策をめぐる対応の相違を分析している（内田，2006）。しかしながら，これら先行研究においては，対日政策をめぐる蒋介石と閻錫山との中央－地方関係が検討されるも，非漢人地域の統治および内モンゴル政策については言及がなされていない。他方，国民政府の内モンゴル政策に関する研究では，あくまで漢人と非漢人との関係に分析の中心が置かれ，閻錫山と傅作義ら晋綏系内部の内モンゴル政策の相違については看過されている（烏蘭少布，1987，森，2000）。

これらの議論に対し，昨今では清朝から共産党政権への領土の継承性の問題から，国民政府期における各政治アクターの主権概念や領土認識の形成について検討がなされている（Lin，2011，Leibold，2007）。Lin は，このような問題関心の下に，「戦争」が国家建設に及ぼす影響と中央政府，地方政府，非漢人の3つのファクターの関係性を重視し国民政府の辺疆政策を分析する。そこでは，1935年8月以降，蒋介石は激化する百靈廟蒙政会と綏遠省との対立の解決をあきらめ，内モンゴル政策をジャンジャ・ホトクトやパンチェンラマなど宗教的領袖に頼り，辺疆政策の中心を西南地区に移した，と評する（Lin，2011，pp. 48-49）。本稿では，『蔣中正總統档案』や『閻錫山档案』を用い，分区自治案の実施と綏境蒙政会の成立過程の分析を通じて，国民政府の辺疆政策の変容を明らかにする。とりわけ，1935年秋から1936年初頭までの蒋介石の中央政府，閻錫山，傅作義の内モンゴル政策と対日工作，すなわち国民政府の内政と外交との異同に着目し，国民政府の辺疆政策の転換とその後の戦時抗戦体制の構築と辺疆政策への連続性を見出したい。

I 対蒙政策をめぐる内政と外交の相互関係

国民政府は，1928年9月17日内モンゴル地域に省県制を施行し，特別行政区である熱河，察哈爾，綏遠を省に改めた。中央政府と各省政府は，設省によって土地を開墾し内地からの移民政策の解決を望むとともに，行政区域の拡大による税収を見込んでいた。しかし，内モンゴルでは清朝から民国への移行後も，中央から総官が派遣される特別旗を除き，盟

2) 金子（2008）は，民国期の中央－地方関係について，北京政府期の江蘇省を事例として「地方行政機関」と「地域的統治権力」という二つの概念を用い，民国期の省政府の特徴を説明している。そこでは省政府について，中央政府と有機的に連携すべき「地方行政機関」としての形式を備えながら，同時に事実上の「地域的統治権力」として割拠する，とその二重的性格が指摘される。他方，西村は，「中央－地方－地域権力－地域社会」という四元的把握による中国政治の四層構造を想定し，「地域権力（政府）」と「地域社会」とを区別しており，ここに両者の相違点がみられる（金子，2008，p. 36，西村，1991，p49）。

3) 内田によると「華北事変」とは，1935年日本が強硬実施したいいわゆる「華北分離工作」を指す中国における呼称であり，それは「満洲事変」と「盧溝橋事変」の中間に位置づけられる（内田，2006，pp. 5-6）。

旗制が存続されていた。盟旗制とは、清朝の冊封制度に由来するジャサクの位を、王公が世襲していくモンゴル人特有の政治制度である。省県制の施行は内モンゴルの王公達にとって、盟旗制の存続を脅かし、モンゴル王公の既得権益に関わる決定であった。加えて、1929年12月1日、国民政府は非漢人の管理事務機関である蒙蔵委員会を設立し辺疆政策を推進した。

当時の内モンゴルには、中央政府に対し二つの現地地域勢力が存在していた。第一には、清朝以来の伝統的政治制度でモンゴル人社会を管轄する盟旗制を保持していたモンゴル王公である。第二には、山西・綏遠地域で漢人社会を統治していた晋綏系の閻錫山や傅作義の勢力である⁴⁾。この二つの勢力は対立し、内モンゴル西部地域の管轄をめぐり、漢人－非漢人の利益を代表し争っていた。そしてさらに内モンゴルをめぐっては、この両者の対立関係を含めた国民党・国民政府内における蒋介石と現地地域勢力の対立としての中央－地方関係も存在していた。よって、南京国民政府期の内モンゴル西部地域と中央政府との関係は、中央政府、閻錫山・傅作義ら晋綏系そしてモンゴル人勢力の3者の対立関係が交錯するものであった。

他方、内モンゴル地域をめぐる国際環境は緊迫していた。1931年に勃発した満州事変以降、日本軍による内モンゴル地域への勢力は拡大し、国民政府のモンゴル政策にも影響を与えた。1934年2月28日、国民政府はモンゴル王公の徳王らと革新派モンゴル知識青年らが中心となって行った百靈廟自治運動による要求を受け入れ、統一的な内モンゴル自治委員会の設立を認める「モンゴル地方自治弁法八項原則」（以下「八項原則」と略す）を承認した。そして4月には、綏遠省とチャハル省地域に相当する内モンゴル西部地域に、モンゴル人の統一自治組織である百靈廟蒙政会が成立した。中央政府は、日本の内モンゴルへの侵攻と徳王の日本への傾斜を避けるため、彼らの自治要求を受け入れた。そして、国民政府はモンゴル人による辺疆防衛と引き換えに、民族自治の容認と行政組織の改編を行うことによって、内政と外交双方において内モンゴル問題の解決を試みた。しかしこれ以降、内モンゴル西部地域では、省政府と百靈廟蒙政会の行政的地位が並列関係となり、両者は各種既得権益をめぐり激しく対立するようになった。こうして、南京国民政府期の中央政府の対蒙施策は、内モンゴルをめぐる外交問題としての対日政策の一面と、百靈廟蒙政会の設立にみられる行政機構の改編等辺疆統治の側面があった。そこには外交と内政が連携しつつも交錯した特徴がみられよう。

しかし、日本軍の華北分離工作与内モンゴル工作の進展は、中央政府の内モンゴル政策

4) 閻錫山と傅作義との関係は、1932年に閻錫山が太原綏靖公署主任に任命されたことから、山西、綏遠両省の軍政を指揮統括することになり、綏遠省とその主席である傅作義に対して大きな影響力を持っていた（徐友春、2007、p. 2647）。他方、傅作義は閻錫山の配下でありながら中原大戦以後、閻錫山が敗退した後に、蒋介石によって閻錫山を牽制するため重用され、華北での頭角を現していった（『傅作義生平』1985、p. 33）。閻錫山は、こうした中央政府と傅作義との関係を警戒し、傅作義が綏遠省で統括する軍事及び政治の双方において晋系の人員を派遣し、傅作義の権限を制限した（張、1995、p. 38）。

の変更を迫るものであった。1935年6月10日、日本軍は梅津・何応欽協定、27日に土肥原・秦徳純協定を日中間で結び、華北分離工作の準備段階として、華北における国民政府の中央軍と党部の活動に制限を加えた。また7月、日本軍の内モンゴル工作は中国共産党、外モンゴル、ソ連との提携を切断するという対ソ政策を目的として、内モンゴルにおける親日満政権の拡大や華北分離工作とともに、中央から自立した政権を樹立させることを目指した。加えて綏遠省に対する「傳作義工作」では、綏遠省での特務機関の開設と傳作義の懐柔が任務とされた。このように日本軍は、華北分離工作の進展の前段階において内モンゴルを懐柔し打倒することを目標としていた（「対内蒙施策要領」極秘 35部の内第5号（昭和10年7月25日 関東軍参謀部）、島田、1964年、pp.492-493）。

8月29日、国民政府はそうした日本軍の華北分離工作と内モンゴル工作に対し、北平政務整理委員会の廃止を決定した。これにより、中央政府の華北における出先機関が軍事委員会北平分会（以下「北平軍分会」と略す）のみとなり、華北における国民政府の勢力は減退した（内田、2006、p.223）。華北におけるこのような中央-地方関係の変容は、当時華北の一部としてみなされていた内モンゴル西部地域への中央政府の勢力減退をも意味していた。晋綏系は、このような華北情勢の変化と、日本軍の内モンゴルにおける勢力拡大という外交問題への対応を迫られていた。

ここで、綏遠省主席の傳作義が蒋介石と閻錫山に対して提起したのが内モンゴルの「分区自治」案（以下括弧を取る）である。分区自治案とは、省を単位として綏遠省とチャハル省に属する盟旗がそれぞれ別々に自治を行うというものであり、事実上の百靈廟蒙政会の解体を意味した。そもそもこの分区自治案は、1934年春の百靈廟自治運動の際に、綏遠省から中央政府へ提案されたものであった。しかし、中央政府は百靈廟蒙政会を成立させ、分区自治案については採用を見送った。1935年8月6日、傳作義は日本軍への対応として改めて蒋介石に分区自治の実施を要求し、加えて日本軍の綏遠省に対する工作について報告した（傳作義→蒋介石 電（8月6日）蔣中正總統文物，典藏号：002-08-02-00-456-197-001x）。さらに、9月初旬、傳作義は閻錫山に対して、綏遠を取り巻く問題について以下の5つの問題を説明した。第一に、百靈廟蒙政会の指導長官が未だ就任していないこと、第二に、「八項自治原則」の規定が不明確であり、百靈廟蒙政会が地方自治を独立藩属と誤解し、省行政へ干渉または軍事外交を独断で行っていること、第三に、各旗王公は中央を支持し、チャハル、綏遠、甘肅、寧夏、青海の5省を切り離すことはできないこと、第四に、日本が密かに百靈廟蒙政会を助け、新組織を5省に建設予定であること、第五に、共産党の国際路線⁵⁾を阻止する必要があること、である（『關於内蒙

5) 山西方面に向けた中国共産党の「国際路線」が提起されるのは、1935年11月以降に毛沢東らの呉起鎮到着と張浩（林育英）が陝北へ到達し、12月に「軍事戦略問題に関する決議」についての決議においてであった（田中、2002、p.20）。この決定よりも前に、傳作義がイフジョー盟（以下「伊盟」と略す）での共産党の活動を「国際路線」と表現したことは注目に値する。1935年2月中旬、伊盟の東勝県において共産党の動きが活発化し、綏遠と陝西軍はその掃討作戦を決定していた。またモンゴル保守王公にとっても、王公制度を否定する共産党の進入は脅威であった。伊盟の王公が

古之件』、傳作義發閻錫山宛電報（魚申魚酉魚亥三電）」（1935年9月6日）。このように傳作義は閻錫山に対して、綏遠省にとっては内政と外交の両面において、分区自治案の実施が必要であることを説得した。9月8日、傳作義によって提出された分区自治案の原案は、蒋介石に提出するためにまず閻錫山がその内容を確認し、傳作義に再提示された（『關於内蒙古之件』「閻錫山發傳作義宛電報（庚電）」（1935年9月8日）。ここに、国民政府による内モンゴル政策の決定過程において、晋綏系内部における閻錫山の傳作義に対する優位性と影響力が確認できる。

他方、蒙旗側にも、晋綏系の分区自治案の実現を後押しする要因が存在していた。当時、綏遠省に位置する西公旗では、旗長後継者問題（以後、「西公旗問題」と略す）が浮上していた。西公旗問題とは、西公旗の前旗長の死去に伴い、綏遠省とそれに従う保守派モンゴル王公が、西公旗旗長後継者の王公任命権及びその既得権益をめぐり、徳王ら百靈廟蒙政会派と対立した事件である。綏遠省は保守派モンゴル王公の石王を次期旗長として擁立したが、それに対して百靈廟蒙政会が反対した。9月16日、傳作義と王靖国⁶⁾は閻錫山に、綏遠省での兵力の確保と綏遠省が擁立する西公旗旗長候補の石王の地位確立の必要性を訴えた（『關於内蒙古之件』、「傳作義王靖国發閻錫山宛電報（咸電）」（1935年9月15日）。また蒙旗側からは、同日石王が蒋介石に「国民政府が王公の世襲制を守らなければ、他の盟旗へ影響が及び、中央の權威が失墜するであろう」と訴えた（『關於内蒙古之件』、「傳作義發閻錫山宛電報（諫二電）」（1935年9月16日）。加えて25日、他の綏遠省内の王公であるイフジョー盟（以下略称「伊盟」）の阿王（ハンギン旗）、康王（ダラト旗）、ウラーンチャップ盟（以下、「烏盟」と略す）の額王（ダルハン旗）、石王（ウラト前旗）らも、蒙蔵委員会に対して百靈廟蒙政会による石王罷免への反対と王公制度の保障を要求した（「阿勒坦奇正山等（帰綏）→軍事委員会（敬電）（9月24日発）蔣中正總統文物，典藏号：002-08-01-01-050-003-001～003）。これらモンゴル王公たちの反対要求の理由としては、国民政府による百靈廟蒙政会の旗長任命権の承認が、これまで各盟旗が各自の盟旗に対して持っていた旗長任命権の失効を意味し、王公達の既得権益の保持に関わる重大な問題であったからである。

さらに西公旗問題は、日本軍の百靈廟蒙政会への接近を背景として、すでに内政問題に留まらず、外交問題との密接な繋がりを持たざるを得なくなっていた。9月24日の多田声明において支那駐屯軍の「対北支態度」が表明され、日本の華北分離工作が始まった⁷⁾。

綏遠省に傾斜した理由として、独自に大きな戦力を持たない伊盟盟旗が防共のために晋綏系の協力を必要とした側面も否定できない（『綏遠民国日報』，1935年2月11日，第3版・同2月25日，第3版）。

6) 王靖国は、1932年包頭の綏西屯墾督弁公署で綏西の軍事を担当し、閻錫山の指示の下で綏遠省に対して軍事的影響力を持っていた人物である。（張，1995，p. 38，58）

7) 8月19日に支那駐屯軍司令官に着任した多田駿は、9月24日に日本人記者団との昼食会の席上で、1、北支からの反満抗日分子の排除、2、北支経済権の独立、北支5省の軍事的協力による赤化防止の3点を述べ、国民政府への武力行使も辞さない意見を述べた（内田，2007，pp. 232-233）。

もはや、西公旗問題は国民政府にとって内モンゴルにおける地域紛争ではなく、中国の辺疆防衛にかかわる外交問題として深刻に捉えられるようになった。そこで当初、国民政府内で西公旗問題の解決にあたったのは、国民政府の民族管理事務機関である蒙蔵委員会である。蒙蔵委員会委員長の黄慕松⁸⁾と晋系の副委員長趙丕廉⁹⁾は、西公旗問題の解決にあたり、百靈廟蒙政会による蒙旗の王公や旗長の任命権を事実上否定し、綏遠省にとって有利な案を打ち出した。すなわち、第一に、各盟旗による盟長・ジャサク任命権は中央が保証すること、第二に、百靈廟蒙政会は西公旗から撤兵すること、第三に、撤兵しない場合、百靈廟蒙政会の改組を行うこと、である。さらに、黄慕松は分区自治制の導入について趙丕廉に以下のように述べた。すなわち第三に述べた百靈廟蒙政会の改組について、分区自治制の導入および自治区の区分（第一・第二等自治区の名称）に関して、分区自治施行の際には、各旗王公から中央へ主体的に提起されるのがよい、と蒙旗が自主的に分区自治に参加することの重要性を指摘した（『關於内蒙古之件』、『閻錫山發傳作義宛電報（勘西電）』（1935年9月28日））。このように黄慕松は、分区自治の導入に反対はしないが、形式的であっても蒙旗の自主的参加を綏遠省に要求した。

次に、蒙蔵委員会が打ち出した西公旗問題解決案は、百靈廟蒙政会の指導長官であり華北の軍事問題の責任を負う北平軍分会の何応欽の承認が必要であった。とは言え、10月2日、何応欽は蒙蔵委員会の案に対してまだ納得していなかった。4日、趙丕廉から何応欽に、日本と百靈廟蒙政会そして親民国派¹⁰⁾モンゴル王公の勢力関係について「中央は民国支持派王公を失望させないように分区自治政策を採り、辺疆の保護にあたるべき」と説明が加えられた（『關於内蒙古之件』、『閻錫山發傳作義宛電報（支西電）』（1935年10月4日））。何応欽はこの意見に賛同し、北平軍分会も蒙蔵委員会が提示した西公旗事件解決案を承認した。そして22日、西公旗問題処理案は、汪兆銘が院長をつとめる行政院に提出された。11月1日、行政院臨時會議において、「何部長及び蒙蔵委員会正副委員長の協議による西

8) 広東梅県の人。1884年生まれ。日本陸軍士官学校や北京政府期に陸軍大学へ留学する。1931年11月、国民党第4回中央執行委員候補となり1933年4月新疆宣慰使、1935年2月にインドを経て上海へ戻り3月に蒙蔵委員会委員長に着任する。1936年7月に広東省政府委員と省政府主席となるが、1937年3月に広州で死去する（徐，2007，pp.1618-1619）。

9) 山西五台県の人。第三集團軍總司令代表として国民政府行政院内政部次長に着任する。閻錫山と共に中原大戦に参加後、1932～47年まで蒙蔵委員会副委員長に就任した（尚，1991，p.937）。

10) 伊盟盟長である沙王は、綏遠省政府委員を兼任しており、中央指導下でのモンゴル自治の推進を主張し、百靈廟蒙政会への参加に慎重な姿勢を取り続けた（『綏遠民国日報』，1934年6月22日，第3版）。また伊盟副盟長であるハンギン旗阿王は、1935年3月25日、アヘン通過税問題について、アヘン通過税の関所設置は八項原則に符合しない、と百靈廟蒙政会に反対する発言を行った（『綏遠民国日報』，1935年3月26日，第3版）。こうした百靈廟蒙政会内での王公の分裂は、1935年4月24日の第2回蒙政会全体會議の出席者の数に顕著に現れ、會議には徳王ら10人が出席したに留まり、雲王たち4人の王公は代表を派遣し、欠席者は阿王ら14人にも上った（『綏遠民国日報』，1935年5月1日，第3版）。もちろんその背景には、傳作義や王靖国ら晋綏系による軍事的抑圧があったことも理由の一つとして上げられる。

公旗問題解決弁法」として決議がなされ、10日に行政院から正式に西公旗問題解決策が発表された（『關於内蒙古之件』、『傳作義發閩錫山宛電報（眞蒙電）』（1935年11月11日））。これにより、百靈廟蒙政会による旗長任命権は、中央政府により否定され、これまでと同様に各モンゴル盟旗の王公によるそれぞれの管轄内における世襲制が維持された。このことは、モンゴル人地域社会を代表する民族自治機関である百靈廟蒙政会が、内モンゴル地域の盟旗に対して、その旗長任命権を行使しえなくなるばかりか、統一的な地方自治組織としての内モンゴルの統治権限の喪失を意味した。

他方、綏遠省政府はこの西公旗事件の処理を通して、反百靈廟派モンゴル人地域社会の支持を得ることができた。傳作義の分区自治案実施計画は、蒙蔵委員会と北平軍分会の支持を得て、中央レベルでの承認を獲得した。加えて、西公旗問題処理の過程からは、晋綏系だけでなく内モンゴル政策の最終決定への何応欽と中央政府の影響力も確認できる。ただし、何応欽が晋綏側の意見を取り入れたのは、この時期の華北における緊張した日中関係を考慮し、モンゴル王公たちの国民政府への「求心力」を重視したためであった。このことから、内モンゴルの地域紛争はすでに中国の高度な外交問題へと変質し、国民政府の外交政策が内モンゴル政治へ大きく影響していたことがわかる。

加えて、内モンゴル地域政治では、王公の既得権益をめぐる問題を背景として、内モンゴル西部地域のモンゴル王公の一部が綏遠省へと傾斜し、モンゴル人（モンゴル王公や百靈廟蒙政会派モンゴル青年）と漢人（晋綏系）との従来の対立構造が変質した。こうして晋綏系は、分区自治案の実施へ向けて綏遠省内のモンゴル盟旗の王公の支持を得やすい状況を獲得した。しかし、晋綏系がモンゴル盟旗の問題を処理する場合には、さらに中央政府の民族事務管理機関である蒙蔵委員会と内モンゴル地域の軍事的責任者である何応欽の賛同を得る必要があった。その際、中央政府と晋綏系を仲介した趙丕廉の役割は注目に値する。晋綏系は、国民政府の対日政策の形成を背景として、趙丕廉を通して蒙蔵委員会や何応欽そして中央レベルにおいて分区自治案実施のための有利な条件を引き出した。このようにこの時期の国民政府の内モンゴル政策は、内モンゴル地域政治における晋綏系の大きな影響力は存在するものの、中央政府の外交と内政の方針に大きく限定されていたことが確認できよう。

II 分区自治案の承認過程

日本の華北分離工作と内モンゴル工作が進展する中、内モンゴル西部地域における分区自治案の実施をめぐる問題は、中央政府と晋綏系双方にとって、もはや切迫した外交問題となっていた。傳作義は蒋介石に、分区自治案の成立が綏遠省におけるモンゴル人の省内自治と対日工作に最も効果があるとして実施を強く訴えた。10月1日、傳作義は蒋介石に対して分区自治案を提出しさらに2つの要求を行った。第一の要求は、百靈廟蒙政会を取り消して南京に蒙事諮問機関を設立し、そこに百靈廟自治運動を推進したモンゴル人の徳王と呉鶴齡を移動させ、内モンゴルからモンゴル人自治推進派のモンゴル人を排除する

こと、である。第二の要求は、分区自治実施の発表を国民党第5回全国代表大会で行うこと、である（『關於内蒙古之件』、「傳作義發蒋介石宛電報（希電）」（1935年10月3日））。

10月15日、蒋介石は日本の華北分離工作への対応として晋綏系との連携強化のため、太原へ赴き閻錫山と会談した（秦，1978，pp. 238，10月15日の条）。その際、閻錫山は蒋介石から、モンゴル王公から国民政府宛に百靈廟蒙政会の取り消しに賛同する電が発せられてから、蒙政会を取り消すよう指示を受けたことを傳作義へ伝えた（『關於内蒙古之件』、「閻錫山發傳作義宛電報（刪電）」（1935年10月15日））。加えて閻錫山は、王公から百靈廟蒙政会廃止について賛同の通電が発せられた場合は報告するよう傳作義へ命じた（『關於内蒙古之件』、「閻錫山發傳作義宛電報（篠巳電）」（1935年10月17日））。11月9日、傳作義はこれを受け、閻錫山へ分区自治要求に賛同した王公の名前を提示し、百靈廟蒙政会の廃止を求めた（『關於内蒙古之件』、「閻錫山發傳作義宛電報（篠巳電）」（1935年10月17日））。このように閻錫山と傳作義ら晋綏系は、分区自治案の実施準備を王公からの支持を取り付けつつ着実に進めており、中央政府とりわけ蒋介石の承認を待つのみとなっていた。

19日、蒋介石は五全大会における外交方針演説で「最後の関頭」演説を行い、華北の危機に対して、武力ではなく外交交渉で乗り切る方針を示した。しかしながら、そこで分区自治案の実施についての発表はなされなかった。華北情勢が不安定な中、蒋介石は徳王ら百靈廟蒙政会派モンゴル人の日本軍への傾斜を回避するため、分区自治実施の発表を避けたのである。ここでは依然として中央政府は、内モンゴル地域政治と対日工作を、晋綏系とモンゴル人の両者に託していたことがうかがえる。しかし25日、河北省通県において殷汝耕による親日的性格を持つ冀東防共自治委員会の成立が発表され、華北情勢がますます緊迫した。26日、これに対して中央政府は華北の出先機関である北平軍分会を廃止するが、他方で内モンゴル問題をも含む華北問題への新たな対応を余儀なくされた。そこで同日、何応欽は蒋介石に対して、閻錫山から提出された分区自治案を華北問題における内モンゴルへの対応として提出した。【表1参照】このモンゴル分区自治案の内容は、1934年の「モンゴル自治十一条弁法」をほぼ踏襲するが、傳作義により新しく追加された附案iの内容は内モンゴル政治を一変させようとするものであった（【表1】附案i下線部参照）。それは、南京に徳王が委員長となるモンゴル地方自治評議委員会（以下「蒙治評委会」と略す）を設置し、モンゴルの事案について提言する機関を設置する旨が記載されていた（何応欽→蒋介石 呈（11月26日）、蔣中正總統文物，典藏号：002－08－01－01－050－006－001～003）。このことは、傳作義が国民政府の対日工作として行う分区自治案の実施を通して、百靈廟自治運動をけん引した徳王や、内モンゴル人民革命党の右派であり蒙蔵委員会や内モンゴル地域政治に影響力のあった白雲梯などのモンゴル知識青年を内モンゴル地域から排除することを意味した。このように中央政府は、華北問題がより深刻になるにつれ、晋綏系との関係を強化し、対蒙工作である分区自治案の実施をも対日工作の一環として捉えるようになった。ここにおいて、中央政府と晋綏系は分区自治の実施についてようやく意見が一致した。

表 1 モンゴル分区自治案

モンゴル分区自治は、チャハル・綏遠省境内の盟旗を2つの地区に分け、チャハル省境内のシリングル盟10旗、左翼4旗、牧群4旗計18旗を中華民国モンゴル地方自治第1区委員会、綏遠省内の烏伊兩盟13旗、トムト旗右翼4旗の計17旗を自治第2区委員会とする。
第1区は、ジョソト盟長を委員長とし、徳副盟長、卓長官を副委員長とし、各旗ジャサク長官をみな委員とする。 第2区は、伊盟沙盟長を委員長とし、烏盟副盟長巴王、伊盟副盟長阿王を副委員長とし、各旗ジャサク総官及び沙王の貝勒をみな委員とする。現蒙政会委員長雲王には、国民政府委員の職を授ける。
両会の所在地は、(内モンゴル(筆者注))統治に容易な場所もしくは委員長の生誕地とする。ただし、第2区の会の所在地は、チンギスハンを記念する見地から、その墓所である愛金合洛に設置する。
両会は行政院に属し、中央各主管部会の指導監督を受け、経費は少なくとも月に2万元を与え優遇する。
甘肅、寧夏の特別旗及び青海の兩翼は、中央より経費が補助され、各旗で地方自治を行い、委員会を設置しないことを原則とする。
<u>附案</u> i, <u>南京にモンゴル地方自治評議委員会を設置し</u>、中央に対してモンゴル問題について提言する。(徳王を委員長、白雲梯、など)
ii, この案は、中央政治委員会392次会議を通過したモンゴル自治十一条弁法と中央政治委員会397次会議に通過したモンゴル自治8項原則で異なる部分があることから、実施時にはモンゴル地方自治弁法八項原則を修正する。

(何応欽→蒋介石 呈(11月26日)、蔣中正總統文物、典藏号:002-08-01-01-050-006-001~003。付表より作成。下線は筆者による。)

III 分区自治案の発表と実施

中央政府は分区自治の実施について合意したが、その発表時期や内容の詳細については晋綏系と異なっていた。11月28日、閻錫山は、何応欽に対して中央政府による分区自治案の発表を促し、それについて蒋介石へ上申するよう求めた(『關於內蒙古之件』,「閻錫山發何応欽宛電報(勘電)」(1935年11月28日))。しかし、12月初旬、中央政府は華北情勢への対応に迫られ、冀察政務委員会の設置の準備を行っていた。6日、蒋介石は華北問題への影響を考え、分区自治案の発表時期と徳王の南京での「蒙治評委会」委員長職への就任について、閻錫山に再検討するよう指示した(『關於內蒙古之件』,「蒋介石發閻錫山宛電報(魚未秘京電)」(1935年12月6日))。7日、これに対し閻錫山は、綏遠省がモンゴル王公の中華民国への求心力をすでに醸成したことを強調し、分区自治案の早期発表を蒋介石に訴えた。加えて閻錫山は蒋介石に、「蒙治評委会」の設置について、徳王でなくとも白雲梯や呉鶴齡を南京に据えてもよい、と傳作義とは異なる見解を述べた(同上,「閻錫山發蒋介石宛電報(陽成電)」(1935年12月7日))。このように分区自治案の実施にあたっては、中央政府、閻錫山、傳作義の3者それぞれに見解の相違がみられた。また、閻錫山

はその中で、中央政府と傅作義それぞれのモンゴル政策の調整を行っていたことが確認できる。加えて7日、閻錫山は蒙蔵委員会の趙丕廉を通して南京において反徳王派モンゴル人を保護するなど、内モンゴル地域以外のモンゴル人への工作を行い、国民政府における内モンゴル政策全体に影響を与えていた（『關於内蒙古之件』、『閻錫山発趙丕廉宛電報（陽戌電）』（1935年12月7日））。

閻錫山が分区自治の実施を急ぐ背景には、12月以降の関東軍による内モンゴル工作の著しい進展があった。7日には、関東軍の下で李守信の察東警備軍が作戦を開始し、9日には宝昌と沽源を攻撃するなど関東軍勢力が本格的にチャハル地域へ侵攻していた（前掲森，2000，p. 126）。しかし11日、中央政府はまずは華北問題の対処を優先し、宋哲元を委員長とする河北省、チャハル省、北京市、天津市を所轄する冀察政務委員会の設置を決定し、華北地域における行政機構の改編をもって日本の華北分離工作に対抗しようとした。12日、国民政府は中国国民党中央執行委員会政治委員会において、華北の事態を收拾するため、何応欽を行政院駐平弁事長官¹¹⁾として華北へ派遣し、宋哲元を冀察綏靖主任とすることを決定した。また、軍事委員会の人事においても、委員長である蒋介石のもとに、新たに閻錫山、馮玉祥を副委員長とすることが決議された（中国国民中央執行委員会政治委員会第一次会議記録）。このことは、華北の軍事面について西北や山西の地方政府にも大きな責任が課されたことを意味する。

この頃、蒋介石は内モンゴルについても分区自治案の実施に向けて王公からの自治要求の電報を求めるよう閻錫山に指示した（『關於内蒙古之件』、『蒋介石発閻錫山宛電報（文申秘京電）』（1935年12月12日））。それを受け、閻錫山は傅作義に対し、王公から電報を発せさせるよう命じた（『關於内蒙古之件』、『傅作義発閻錫山宛電報（軍電）』（1935年12月13日））。このように、蒋介石は華北情勢への対応として晋綏系を重視し、分区自治案の実施に対しても晋綏系と足並みをそろえた。

しかしながら、傅作義は依然として中央政府による分区自治案実施の決定には懐疑的であった。16日、傅作義は閻錫山に対して、中央政府が分区自治制を認めたことは華北の軍事問題を晋綏系に委ねることになり、中央政府が内モンゴルの防衛に協力的でないと訴えた（『關於内蒙古之件』、『傅作義発閻錫山宛電報（葉申電）』（1935年12月16日））。確かに、中央政府による分区自治制実施の決定は、華北における冀察政務委員会と同様、内モンゴル問題を晋綏系に任せて解決しようとする意図がみられた。17日、傅作義は閻錫山へ烏伊兩盟王公の分区自治要求草案を提出した（『關於内蒙古之件』、『傅作義発閻錫山宛電報（洽蒙電）』（1935年12月17日））。

12月25日、分区自治案は、中央政治会議において分区自治草案が討論され、烏伊兩盟からの分区自治要求に基づき別に自治弁法を定めると決議された（『關於内蒙古之件』、『趙

11) 弁事長官（公署）は、日本軍が強行している華北分離工作に対応することを目的に設置された。弁事長官は、行政院の直轄下にあり、行政、軍、警察から対外交渉、建設、人事まで及ぶ広範で強大な権限をもつ地方官とされた。（内田，2003，pp. 245-250）。

丕廉發閭錫山宛電報（有電）」（1935年12月25日）。結局、分区自治制の決定時期は、蒋介石が内モンゴル問題を華北問題の一部として処理したため、晋綏系の希望する五全大会の時期よりも大幅に遅れた。また、内モンゴル地域および辺疆防衛は、冀察政務委員会の宋哲元と同様に、晋綏系へ負担が課されることとなった。皮肉にも、傅作義が熱望した分区自治案の実施は、内モンゴル西部地域を制度上中国領内に確実に包含するも、日本の内モンゴル工作に対する中央軍の晋綏系援助の可能性を減少させ、綏遠省をはじめとする地方政府が孤立する性質を持っていた。

中央政府と晋綏系との内モンゴル問題への対応の相違は、閭錫山と傅作義が最も重視していた百靈廟蒙政会の取り消しについて現れた。その結果、百靈廟蒙政会廃止の決定は保留となった。（中国国民党中央執行員会政治委員会第481次會議速記録）。その原因は、中央政府による分区自治案の策定および実施手順が、12月以降のチャハルでの日本の内モンゴル工作に大きく規定されていたことに関係する。24日、閭錫山と傅作義は、関東軍の綏遠への侵攻の可能性を確信していた（『關於内蒙古之件』、「傅作義發閭錫山宛電報（迴電）」（1935年12月24日）。25日、蒙蔵委員会の趙丕廉は閭錫山に、中央政府が百靈廟蒙政会の廃止をしない理由について、分区自治の実施によりチャハル省内での蒙旗自治が、百靈廟蒙政会によるチャハル省境内蒙政会の独立の口実となるのを防ぐため、であることを説明した。そして趙は今後の実施手順として、「命令が発表され、百靈廟蒙政会がどのように反応するかを見てから、次の方法を定める」と中央政府の意図を閭錫山に伝えた。また28日、山西省主席の徐永昌からも閭錫山へ、趙丕廉が述べた蒋介石の意図と同様の説明がなされた（『關於内蒙古之件』、「閭錫山發傅作義宛電報（卅電）」（1935年12月30日）。閭錫山はこの趙から伝えられた中央政府の説明に賛同した（『關於内蒙古之件』、「閭錫山發趙丕廉宛電報（江電）」（1935年1月3日）。このことから、当時の国民政府の内モンゴル政策は、国民政府の対日外交の影響を非常に強く受けていたことがうかがえよう。

しかし12月31日、傅作義はこの中央政府の意向を知り大変憤った（『關於内蒙古之件』、「傅作義發閭錫山宛電報（世申電）」（1935年12月31日）。1936年1月5日、傅作義は閭錫山に対して中央政府の分区自治案に関する決定について以下3つの疑問を述べている。第一に、烏伊両盟の自治と百靈廟蒙政会の関係について、第二に、中央政府の晋綏系と徳王に対するそれぞれの立場について、第三に、南京における蒙事評議機関についての決議と蒙古知識青年の配置問題について、である（『關於内蒙古之件』、「傅作義發閭錫山宛電報（微三電）」（1936年1月5日）。7日、閭錫山はこの傅作義の質問に以下のように答えた。第一について、烏伊両盟の自治は承認されており、百靈廟蒙政会の職権はチャハル省に制限され、百靈廟を中心とすること、第二について、中央政府は晋綏系と徳王側を調停する立場にあること、第三に、現在モンゴル知識青年の配置について徐永昌と相談しており中央政府に尋ねる、と（『關於内蒙古之件』、「閭錫山發傅作義宛電報（陽西電）」（1936年1月7日）。10日、傅作義は中央政府が百靈廟蒙政会の廃止を実施しないことが、内モンゴルに影響を及ぼす、と訴えた（『關於内蒙古之件』、「傅作義發閭錫山宛電報（蒸西電）」（1936年1月10日）。しかし、12日、閭錫山はそれを否定し、傅作義に対して、分区自

治の実施とともにチャハル旗は消滅し、綏遠の蒙旗は分区自治案に従って自治を組織する、と説明した（『關於内蒙古之件』、「閻錫山發傳作義宛電報（侵電）」（1936年1月12日））。

このように、晋綏系の閻錫山と傅作義は、百靈廟蒙政会の廃止や分区自治について異なる見解を持ち、内モンゴル政策をめぐり一枚岩ではなかった。これは、関東軍の勢力が今まさに迫っている綏遠省の傅作義と、山西省を防御し中央軍の侵入を回避したい閻錫山との対日工作に関する見解の相違ともいえる。また、傅作義は関東軍の内モンゴル工作に対して軍事的に重責を負わされているにもかかわらず、分区自治の施行に伴う百靈廟蒙政会の処遇については中央政府や閻錫山から制限を受けていた。ここに、中央政府と閻錫山に対する内モンゴル政治における傅作義の自律性の限界がみられる。

中央政府によって承認された分区自治案は、晋綏系によって着々と進められていった。1月17日、傅作義は閻錫山へ委員名簿を提示したが、20日に閻錫山が人事に関しては傅作義に一任する、と傅作義に返答した（『關於内蒙古之件』、「傅作義發閻錫山宛電報（洽二電）」（1936年1月17日））。右翼4旗の帰属については、草案において分区自治実施後チャハル省に帰属する予定であったため、烏伊兩盟とともに綏遠省内の盟旗として合併される案が選択された。そのことは、清朝期から続く盟旗と総管制度に基づく内モンゴルの行政区が、制度上において綏遠省の管轄の下に併合され、統治の一元化がなされることを意味した。そして終に21日、行政院會議で綏遠省18旗（烏伊兩盟13旗、歸化トムト旗、右翼4旗）の分区自治案が通過した（『關於内蒙古之件』、「趙丕廉發閻錫山宛電報（馬電）」（1936年1月21日））。他方22日、張北では関東軍の勢力の下、チャハル盟公署が成立し、チャハル省は関東軍の勢力下に置かれた。23日の中央政治會議では、雲王が国民政府委員となることと、綏境蒙政会の設置及びその組織大綱が認められた（中国国民中央執行員会政治委員会第481次會議速記録）。そして25日、国民政府は綏遠省内の烏伊兩盟、トムト旗及び右翼4旗を自治の対象とした綏境蒙政会暫行組織大綱を公布し、綏境蒙政会の設立を発表した。それに伴い、百靈廟蒙政会の実質的な自治範囲は内モンゴル西部から綏遠省を除いたチャハル省内に限定されることになった。その結果、綏遠省に対する百靈廟蒙政会の影響力が排除され、綏遠省は烏伊兩盟、トムト旗及び右翼4旗を統制下に置いた。加えて、綏境蒙政会の指導長官には、百靈廟蒙政会の指導長官である何応欽ではなく閻錫山が任命された。このように、国民政府の対蒙政策は、日本の内モンゴル工作への対応だけでなく、華北全体の軍事問題への対応と連動していた。その中で晋綏系は綏境蒙政会の成立により、内モンゴルでの政治的基盤をより強固なものとしたが、その反面、対日工作における軍事的責任も増大した。

おわりに

中国の内モンゴル統治機構は、1936年1月の綏境蒙政会の設立によって、制度上行政院の下に綏遠省政府と省内各盟旗が並列に位置づけられるも、実質的な統治構造としては綏遠省政府の下に省内各盟旗が配置された。このことは、綏遠省管轄地域だけをみれば、

清末以降の内モンゴルにおける多元的行政システムが国民政府によって一元化されたかのようにみえる。しかし、国民政府内部におけるモンゴル政策は多様であった。1935 年秋以降の華北情勢を背景として、中央政府と晋綏系の中央－地方関係から内モンゴル政治を考えた場合、実質的には政治的・軍事的により晋綏系による内モンゴル統治が強化され、中央政府による内モンゴルへの影響力は低下したといえる。

さらに、これまで漢人と非漢人の対立構図の中で考察されがちであった国民政府の対蒙政策は、本考察結果から蒋介石、閻錫山、傅作義でそれぞれ異なっていたことが明らかとなった。その背景には、彼らの 1935 年秋以降における中国の外交問題と内政問題への認識の異同が存在していた。中央政府は、徳王らモンゴル人勢力を内モンゴル地域に残留させつつ、外交問題としての辺疆防衛を晋綏系とりわけ傅作義に対応させた。中央政府が内モンゴル地域からの徳王勢力やモンゴル知識青年の排除を行わなかったことは、晋綏系が内モンゴルでの勢力基盤を確立することを防ぐ目的を含んでいよう。また、閻錫山と傅作義の内モンゴル政策に対する異同は、両者の日本軍や中央軍との関係や、内モンゴル政治における影響力の増減に起因していた。傅作義は、日本軍の内モンゴル工作に対する辺疆防衛に直接あたっていたため、中央軍の派遣や日本軍の影響下にあるモンゴル人勢力の内モンゴルからの排除を強く要求した。閻錫山がこれらの要求に応じなかったのは、山西に身を置き容易に中央軍の侵入を受けることと、傅作義の内モンゴルでの影響力の拡大を防ぐ意図があったと推察される。総じて、1935 年秋以降の国民政府の内モンゴル政策には、外交問題に規定された中国政治における中央－地方関係が強く反映されていたといえよう。しかし、綏境蒙政会の設立に至る閻錫山、傅作義そして趙丕廉など晋綏系による中央政府や内モンゴル地域内外でのモンゴル人に対する活動は、モンゴル人の親民国派勢力の形成に一定程度貢献したことは否定できない。そこには、南京国民政府の内モンゴル政策における閻錫山や傅作義の中央政府からの自律性も垣間見られた。

国民政府の内モンゴル政策は、綏境蒙政会の成立をもって日本軍の内モンゴル工作に対応した。しかし、当時国民政府は綏境蒙政会設立の目的を公には、「抗日」ではなく、「防共」という国内問題として発表した。蒙蔵委員会は、広報誌『蒙蔵月報』において綏境蒙政会の設立理由を 2 点述べている。一つは、百靈廟蒙政会によるモンゴル自治の問題点を解決するため、もう一つは防共自衛のために綏境盟旗が団結するため、である（陳、1936 年、pp. 48-52）。さらに蒙蔵委員会委員長の黄慕松はその設立理由について、綏遠省内の盟旗官民が百靈廟蒙政会の設立請求をし、蒙蔵委員会がモンゴル人の自治を尊重する姿勢を示した、と述べた（『蒙蔵旬刊』111, 112 合刊、1936 年 3 月、pp. 16-17）。国民政府がこのような表明を行った理由は、当時、深刻化しつつあった共産党軍の北上にあった。綏境蒙政会は 2 つの軍事的課題に直面しており、一つは、関東軍による綏遠方面への内モンゴル工作であったが、もう一つは南西側の陝西省北部からの共産党の伊盟へ侵入であった。とりわけ 1936 年 2 月以降は、共産党軍が山西省へ東征したことにより、晋綏軍の兵力が不足した。閻錫山は中原大戦以来、初めて蒋介石の中央軍を山西に招き入れるほど「防共」対策に迫られていた。このため、2 月 23 日、帰綏の綏遠省公共会堂での綏境蒙政会成立

式典には、閻錫山自身は参加できず、代理として山西省主席徐永昌が出席した¹²⁾。その際、徐永昌も綏境蒙政会の成立は「防共」を目的としたものであると述べた（『蒙蔵旬刊』114刊、1936年4月、p.7）。実際、式典には関東軍羽山喜朗が来賓として参加しており、その設立理由について「抗日」目的であることを公言することは憚られた。1936年2月の段階において、内モンゴルでは傅作義と関東軍との交流はまだ続いていたのである。

晋綏系、すなわち閻錫山と傅作義は、綏境蒙政会設立から日中戦争が開始されるまで、内モンゴル西部の綏遠省地域を中心に、対日工作と辺境防衛、そして綏遠省内での蒙旗政治を指導した。その間傅作義は、1936年12月の綏遠抗戦に直面し、日本軍に対し局地的勝利をおさめた。内モンゴル西部地域における国民政府の分区自治案の実施と綏境蒙政会の設立は、そうした勝利に向けての内モンゴルにおける漢人指導体制の枠組みを提供しただけでなく、その後の日中戦争初期における国民政府の抗戦指導体制構築の基盤ともなった。他方で1943年に伊盟事変がおこり、綏境蒙政会の中心的役割を果たしていた伊盟と綏遠省が対立したことは、こうした国民政府の内モンゴル統治政策の失敗を示すものであった。国民政府の辺疆統治モデルの特徴については、人民共和国への継承とその少数民族政策との異同について検討しなければならないが、今後の課題としたい。

（しまだ みわ・慶應義塾大学）

【参考文献】

・史料

未刊行史料

蒋中正總統文物『特交档案分類資料』分類資料，政治，蒙古辺情（一），台北，国史館蔵

『閻伯川先生要電録存一關於内蒙古之件』，台北，国史館蔵

中国国民中央政府執行委員会政治委員会第一次會議記録，党史館所蔵

中国国民中央政府執行委員会政治委員会第481次會議速記録，党史館所蔵

刊行史料

徐友春（2007）『民国人物大辞典』，華北人民出版社

島田俊彦ほか編（1964），『現代史資料 - 日中戦争』第8巻（1）みすず書房

『蒋介石總統文物 - 事略稿本』（2008）第32冊 - 36冊，国史館

秦孝儀主編（1978）『總統蔣公大事長編初稿』台北，中正文教基金會，第3巻

秦孝儀主編（1981）『中華民國重要史料初編 - 対日抗戦時期・緒編』中央文物供应社

綏蒙政庁編（1937）『綏蒙輯要』

12) 2月24日に閻錫山は山西の太原綏靖公署にて指導長官職就任を宣言した。その後この指導長官公署での職務は、指導長官公署参贊である石華岩が全権を負い処理した。百靈廟蒙政会では、指導長官と指導長官公署参贊が各二名いたが、綏境蒙政会では各一名であり、中央政府からの派遣はなかった。

『蒙蔵旬刊』111, 112 合刊, 1936 年 3 月。

『蒙蔵月報』, 第 4 卷第 6 期, 1936 年 3 月。

『綏遠民国日報』1935 年。

中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『傅作義生平』文史資料出版社 1985 年。

・参考文献

日本語文献（五十音順）

岩谷将（2007）「訓政制度設計をめぐる蒋介石・胡漢民対立—党と政府・集権と分権」『アジア研究』
第 53 卷第 2 号

内田尚孝（2006）『華北事変の研究』汲古書院

金子肇（2008）『近代中国の中央と地方—民国前期の国家統合と行財政—』汲古書院

田中仁（2002）『1930 年代中国政治史研究—中国共産党の危機と再生』勁草書房

西村成雄（1991）『中国ナショナリズムと民主主義—二十世紀中国政治史の新たな視界』研文出版

西村成雄（1999）「国民政府形成期における政治統合のダイナミズム 1932 年西南政務委員会と南京
中央」毛里和子『シリーズ中国領域研究』第 11 号中国の構造変動と 21 世紀に向かう日米中
関係, 文部省特定領域研究 113 現代中国の構造変動

同（1991）『中国ナショナリズムと民主主義—20 世紀中国政治史の新たな視界』研文出版

松本ますみ（1999）『中国民族政策の研究』多賀出版

光田剛（2007）『中国国民政府期の華北政治 1928-37』お茶の水書房

毛里和子（1998）『周縁からの中国』東京大学出版会

茂木敏夫（1997）『変容する近代東アジアの国際秩序』山川出版社世界史リブレット 41

森久男（2000）『徳王の研究』創土社

安井三吉（2003）『柳条湖事件から盧溝橋事件へ—1930 年代華北をめぐる日中の対抗』研文出版
中国語文献（ピンイン順）

陳進金（2002）『地方実力派與中原大戰』国史館

陳曉慧（1989）『閻錫山與抗戰』国立政治大学歴史研究所修士論文

金海・白拉都格其等（2002）『蒙古民族通史』第 5 卷（上）（下），内蒙古大学出版社

李国忠（2004）『民国時期中央与地方的關係』天津人民出版社

劉寿林ほか編（1995）『民国職官年表』中華書局

林孝庭（2004）「戦争，権力興辺疆政治：対 1930 年代青，康，蔵戦事之探討」『中央研究院近代史
研究所集刊』

劉維開（1995）『国難期間応変図存問題之研究』国史館

祁建民（2002）『二十世紀三四十年代的晋察綏地区』天津人民出版社

全国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編輯（1985）『傅作義生平』文史資料出版社

山西省地方弁公室，山西省政協文史資料委員会（2011）『閻錫山日記』社会科学文献出版社

尚海，孔凡軍，何虎生主編（1991）『民国史大辞典』中国広播電視出版社

- 沈松僑（2006）「江山如此多嬌——一九三〇年代的西北旅行書寫與國族想像」，台大歷史學報第 37 期
- 王統添（2003）『地方主義与中国政治（1912-1949）』吉林人民出版社
- 烏蘭少布（1987）「中国国民党对蒙政策（1928 年-1949 年）」『内蒙古近代史論叢第三輯』
内蒙古人民出版社
- 徐友春（2007）『民国人物大辞典』河北人民出版社
- 許育銘（1999）『汪兆銘与国民政府— 1931 至 1936 年对日問題下的政治變動』国史館
- 楊奎松（2001）「蒋介石与 1936 年綏遠抗戰」『抗日戰爭研究』第 4 期。
- 張新吾（1995）『傳作義一生』，群眾出版社
- 周美華（2000）『中国抗日政策的形成—從九一八到七七—』国史館
- 英語文献（アルファベット順）
- Hsiao-ting Lin, (2011) *Modern China's Ethnic Frontiers : A Journey to the West*, abingdon,
oxon; New York: Routledge
- James Leibold (2007) "Reconfiguring Chinese Nationalism How the Qing Frontier and its
Indigenes Became Chinese" Palgrave Macmilla